

1. 総括

ASEAN 加盟国の中では後発組であるベトナムにおいて、近年デジタル化が急伸している。国家的な社会インフラ整備により、これまで障害となっていた通信事情が大幅に改善しつつある。また、スマートフォンやモバイルデバイスの急速な普及により、都市部ではアプリを活用した配車や買い物など商業ベースのデジタルサービスが少しずつ浸透してきている。現金が未だ主流な決済手段として定着しておりキャッシュレス社会の到来は当面ないという指摘があるものの、平均年齢が 20 代半ばであることから、若年層を中心としたデジタルエコノミーが地方部も巻き込んで発展していく素地があるのがベトナムの強みである。地場では国营企業であるベトナム郵便電気通信グループ（VNPT）や FPT、CMC など大手企業に加え、スタートアップによるデジタルサービスの開発競争が目立つようになってきている。外資系企業もまた、豊富な若い労働力のみならずユーザーとしての潜在性を期待して様々な分野で事業展開が増えているようだ。

このような中、ベトナム政府としても「ベトナムを情報通信技術大国にするための決定（2010）」において 2020 年までに情報通信産業の GDP 比率を 8～10%まで上昇させ、経済発展の推進力とすることを掲げるなど、IT 産業強化を推進している一方で、データの国内保管（ローカライゼーション）義務、デジタルコンテンツ等の分野でも規制を課していることから、ベトナム政府は保護主義的なスタンスと捉えられる傾向にある。政府としては外資系の技術力や資本力を活用しつつ、地場企業や新興産業を国策として保護しながら育成していきたい思惑があるようだ。しかし、米系を中心とした外資系企業による市場自由化や規制緩和に向けたロビー活動も加わり、従前と比べ事業投資環境の向上など柔軟な姿勢がとられる傾向が確認できる。しかしコロナ禍の影響や 2021 年の共産党大会が近いことも重なり、足元では政府として新しい法律の施行・改正等は控えているようである。他方で、過去の経験から党大会後の任期前半（2～3 年）は新体制のもと、新しい政策かじ取りが期待される。また、中国のような政府による過度な介入等、行き過ぎた保護主義的な方向性はないという見方が産業界側で大勢を占める。

周辺アジア諸国同様、ベトナムにおいても従前より個人情報の共有や活用に対しては比較的寛容であるが、個人情報保護への意識は年々高まってきている。包括的な個人情報保護法はないものの、サイバー情報保護法（2015 年）やサイバーセキュリティ法（2018 年）など個別の法律を通じて個人情報・データが保護されるようになった。例えば、サイバーセキュリティ法では EC プラットフォーマーなど個人情報を大量に扱う事業者はデータの国内保管義務が課せられている。また、データ移転が必要になった場合は公安省が定めるルールに従って安全性評価が必要となるなどの対応が必要となる。ただし、詳細については今後施行される下位法令で規定される見込みであり、これまでのところ法令違反者に対する実際のアクションはとられていないようだ。サイバーセキュリティ法ではサービス利用者の関連データや利用者により作成されたデータなど、非個人データの収集・抽出、分析及び処理を行う国内外企業に対し、国内保存義務を課している。



ベトナムでは固有の政治的体制により民間企業や業界団体による陳情やロビー活動が行われること

は少ない。個別に共産党員や政治家など有力者との結節点を活用しながら望ましい政策や改善策を提言するのが有効とされる。

2. デジタル法制の状況

(1) 国の概況

- ASEAN 第 3 位の人口を誇り、2026 年に 1 億人を突破する見込み。
- 2021 年には第 13 回共産党大会が行われ、新指導部が選出される。
- ベトナムは CPTPP、米越通商協定、日本・ASEAN 包括的経済連携協定等、二国間、多国間の貿易協定を積極的に締結している。2020 年 8 月には EU・ベトナム FTA が発効。これにより、EU から輸入される全品目の 65% に対する関税が即時撤廃され、向こう 10 年間で約 99% の品目の関税が段階的に撤廃される。

面積	32 万 9,241 平方キロメートル	
人口	約 9,549 万人	
首都	ハノイ	
政体	社会主義共和国	
名目 GDP	約 2,413 億米ドル (2018 年)	
実質 GDP 成長率	7.0%	
一人当たり GDP	2,715 米ドル	
進出日系企業数	1,920 拠点 ※在留邦人数は 22,125 人 (2018 年)	

(注) 特記がない限り 2019 年統計

(出所) IMF、世銀、日本国外務省、JETRO、当該国政府機関ほか各種資料

(2) デジタル法制の状況

- 「ベトナムを情報通信技術大国にするための決定」において、情報通信技術を国家の持続的な発展の柱とし、2020年には、情報通信産業がGDPに占める割合を8～10%とすることを掲げている。
- 国家として戦略的にIT人材の育成や通信環境の整備等に注力しており、通信インフラ事情の改善やスマートフォンなどの利用台数の増加を受け、アプリを活用したサービスも成長している。

【国家戦略・計画】

名称（制定年）	主な内容
マスタープラン：ベトナムを情報通信技術大国にするための決定 (Decision No.1755/2010)	<ul style="list-style-type: none">・ ベトナムのIT政策の基本方針を示す。・ ①情報通信技術人材を国際水準にする、②情報産業（特にソフトウェア、デジタルコンテンツ）を経済分野の推進力とする、③全国規模のブロードバンド通信インフラを構築する、④情報技術を社会経済分野、防衛安全保障分野で利活用することが掲げられている。
情報セキュリティ発展プラン (Decision No.63/2010)	<ul style="list-style-type: none">・ ①安全なネットワークインフラの構築、②データ取引の安全性確保、③人材育成、④法整備の観点から、2015年までのアクションプランと2020年までの目標が示されている
ビジョン2045に向けた2030年までに産業国家開発方針 (2018年)	<ul style="list-style-type: none">・ 情報技術産業、電子産業、スマート製造業、グリーン産業を重点分野に位置づけている。・ 通信インフラ（4G、5G）の整備、データセンターへの投資の奨励などインフラ整備を進めるとともに、2030年までに情報技術を生かし、製造業のスマート化を目指す。

【デジタル法制】

- ベトナムはASEANで最もデータ管理に厳格な規制を敷いている国と言える。
- 2019年のサイバーセキュリティ法施行により、個人情報保護の強化のみならずデータ越境規制やローカル・サーバの設置要求など、データ管理に関する規定が厳格化。対象企業、データ範囲、データの保管期間などは細則で定められることとなっているが、施行から1年以上経つ現在も審議中であり、コロナ禍の影響でさらに遅れるものと思われる。

名称（制定年）	主な内容
<p>情報技術法 (2006年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク環境における個人情報の収集、処理、利用に際し、組織または個人は、個人情報利用の目的、範囲を明確化した上で、本人の同意を取得しなければならない。また、取得した情報の適切な管理や本人からの要求に応じた個人情報の修正や削除等の迅速な対処等が定められている。
<p>スパム対策に関する政令 (Decree No.90/2008)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電子メール広告及びインターネットベースのテキストメッセージサービスを提供する事業者に対して、ベトナム国内へのサーバー設置を要求している。
<p>インターネットサービスおよび オンライン情報の管理、提供 および使用に関する命令 (Decree No.72/2013)</p>	<ul style="list-style-type: none"> インターネット、個人ウェブサイト、SNS等ネットワーク上の情報コンテンツ、オンラインゲーム等、広範な対象における情報の管理や利用にかかる規定を定める。 ベトナム国内へのサーバー設置要求、利用者の個人情報登録義務、要求があった場合の監督機関への情報提供。
<p>電子商取引法 (2015年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> オンライン取引の安全を脅かす行為や情報の改ざんを禁じる規定等が盛り込まれている。電子商取引での課税手続の簡素化や、すべての法人へ電子納税の申告を義務化。
<p>サイバー情報保護法 (No. 86/2015/QH13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2016年7月に施行。情報の完全性、機密性、可用性を保障するため、個人情報の保護や国家重要情報の取り扱いを規定。 ①収集・保管する個人情報の保護のための適切な管理・技術的対応、サイバー情報保護のための技術基準・規制のクリア、②収集・利用の前に、利用の範囲と目的を示して情報所有者の同意を得ること。情報所有者の同意または権限ある国家機関の要求なく、収集した個人情報を第三者に提供・共有・流布しないこと。
<p>児童法 (No. 56/2017/ND-CP)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者の個人情報保護が盛り込まれている。企業・個人が16歳未満の未成年者の個人情報をインターネットに掲載するにあたり、事前に保護者から了承を得なければならない。7歳以上の未成年者の場合は本人からも了承を得なければならない。 インターネット上でサービスを提供する企業は、未成年者である利用者を保護するためのセキュリティサービスを確保する必要がある

<p>サイバーセキュリティ法 (2018年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2019年1月に施行。インターネット情報セキュリティ法がより厳格化し、サイバー空間における国家安全保障、社会的秩序、治安確保、関係機関、組織、個人の責任について規定している。 • 反政府的プロパガンダ、誹謗中傷、公共の秩序を乱す情報等が Web サイト、Web ポータル、ソーシャルメディア上に掲載されることを禁止。 • 国内外の電気通信事業者、インターネットサービス事業者、インターネットを通じて付加価値サービスを提供している事業者は以下の義務を負う。 <ul style="list-style-type: none"> ① ユーザー情報を確認し、機密情報として保護する。 ② 公安省によるサイバーセキュリティ違反の調査への要請に応じてユーザーの情報を提供する。 ③ 公安省または情報省の管轄当局からの要求が出されてから 24 時間以内に、違反とされた情報をブロックおよび削除するし、一定期間、ログデータを保管する。 ④ ユーザーに関する個人情報、ベトナムのユーザーが作成したデータ、収集、分析、または処理した個人情報はベトナム国内で政府によって定義された機関保存しなければならない。 • ベトナムに支店または駐在員事務所を開設する。 • 義務の対象となる企業の範囲、データの保存期間は別途細則で定められる。2020年に入り、コロナ禍の影響もあり細則は未だ公表されていない。
--------------------------------	--

3. デジタル化の状況

(1) インターネットの利用度

- 近年急速に増大するスマートフォン利用者を中心にインターネット普及率は人口比 7 割を超えた。
- 都市部では電子商取引を通じた買い物が浸透しつつあり、市場規模は 2030 年には ASEAN 加盟国でインドネシア、シンガポールに次いで 3 番目に拡大する見込み。
- 若い世代を中心に SNS 利用者が増加しており、Facebook ユーザー数はタイを超えた。

	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	日本
① 総人口 (2019年10月)	2.67億人	3,280万人	1.08億人	567万人	6,790万人	9,550万人	1.26億人
② 一人当たりGDP (2019年10月)	4,164米ドル	11,137米ドル	3,294米ドル	63,987米ドル	7,792米ドル	2,740米ドル	40,847米ドル
③ インターネット人口 (2018年12月)	1.75億人*	2,600万人*	7,900万人*	517万人	5,700万人	6,800万人	1.18億人
④ インターネット普及率	65.5%	79.3%	73.1%	91.2%	83.9%	71.2%	93.6%
⑤ EC小売市場規模 (2019年)	約133億ドル	約50億ドル	約10億ドル	19億ドル	約50億ドル	約29億ドル	約1,234億ドル
⑥ インターネット人口1人 あたりのEC金額	76ドル/年	192ドル/年	13ドル/年	367ドル/年	88ドル/年	43ドル/年	1,045ドル/年
⑦ 一人当たりGDPに占める EC金額の割合	1.8%	1.7%	0.4%	0.6%	1.1%	1.5%	2.6%
⑧ Facebookユーザー数 (2018年12月)	1.37億人*	2,200万人	6,200万人	430万人*	4600万人	5,000万人	7,100万人

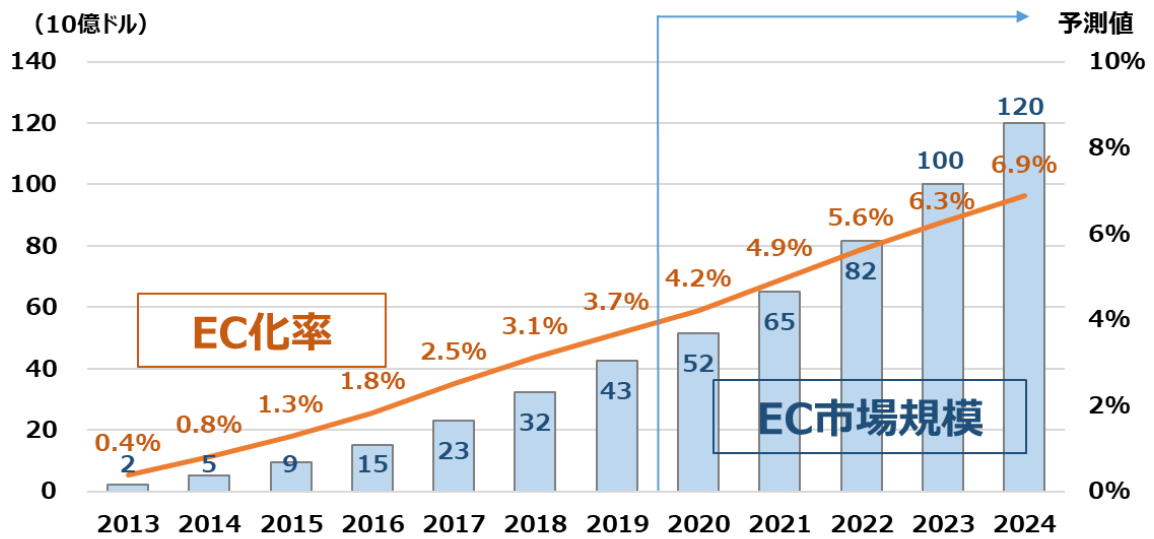
(*) Internet World Stats 各国統計年月は以下の通り:

インドネシア (インターネット人口 2019年12月、Facebookユーザー数 2020年1月)、シンガポール (Facebookユーザー数 2019年6月)、マレーシア (インターネット人口 2019年6月)、フィリピン (インターネット人口 2019年6月)

(出所) IMF、Internet World Stats、eMarketer

(2) EC市場規模

- ベトナムのEC市場は順調に成長するとの推測。2024年には46億米ドルと、2018年の約2倍にまで拡大。
- 2019年のEC化率(物販全体の市場規模に占めるEC市場規模の比率)は1.8%で、ASEANの後発諸国(CLMV)の中では高いものの、ASEAN全体で見ると低い水準である。中間層の増大により小売市場が急速に拡大しており、EC市場も同様に成長していくものの、EC化率に大きな変化はない見込み。



(出所) eMarketer

(3) デジタル産業

- ベトナムはサムソンや LG エレクトロニクス、インテルなどが生産拠点を設立しており、ハードウェアが IT 産業の売上の 9 割近くを占める。その一方で、日本企業は FPT などベトナムのソフトウェア企業へアウトソーシングを行っている。
- ベトナムにはユニコーン企業は存在しないが、スタートアップ育成の土壌が整いつつある。政府は 2025 年までに 2,000 のスタートアップ・プロジェクト、600 社のスタートアップが生まれることなどを目標とし、支援を進めている。スタートアップへの投資も増えており、ASEAN の中では豊富な IT 人材を有していることもあり、注目されている。

4. 産業・企業への影響

【サイバーセキュリティ法に対する反応】

サイバーセキュリティ法は現地法人の設立、データの国内保存義務等、規制内容が厳しい内容であったため諸外国からの反発も大きかった一方で、施行から1年以上経つが未だ下位規則は定まっていない。そのような中、業界団体、企業（日系含む）からは下記のような意見が聞かれた。

<肯定的意見>

- ・ 政府としては、外国投資を増やすことを目指しており、外資系企業にとってそこまで不利益な内容にはならないだろう。（政府機関、業界団体、日系企業）
- ・ フェイスブックなどで反政府的なコメントをした人は当局よりマークされており、時折吊上げられている。サイバーセキュリティ法は企業の投資活動を制限するよりも、サイバー空間の言論をコントロールしたいという政府の思惑があると考え。（日系企業）
- ・ 情報セキュリティ対応は日本と同じレベルを維持しようとしており、サイバーセキュリティ法の要求水準を上回っているため、現状問題ないと認識している。（日系企業）
- ・ 製造業は工場内にIT設備が完備しているところが多いため、影響は限定的だろう。（日系企業）
- ・ 細則ではクラウドサービスは対象外となる観測があり、安堵している。（日系企業）

<否定的意見>

- ・ 公安省に対してデータローカライゼーションや国内現法設置などの規制は外国投資の障壁になりかねないと指摘してきた。法律自体では臨機応変な解釈が可能なので、政令においてスコープを定める必要はある。例えば、「当局が要求する場合において」としか規定されておらず、それがどういう場面でどれくらいの期間適用されるのかなど、明記されるべき。（業界団体）
- ・ 現状、法律の範囲が曖昧である。ベトナム政府としては反政府運動・言論が横行するネットコミュニティを有する SNS（Facebook や ZARO など）を規制の対象にしたいのは明らか。しかし広義では普遍的なメールやウェブサイト（例えば問い合わせフォームのような書き込み可能なもの）なども対象になるのではないかと懸念される。（日系企業）
- ・ ①クラウド提供する、②コミュニティを運営する、③コミュニティに参加するユーザーなど3つのレイヤーのどこが対象となるかで、企業への影響、影響を受ける業種が大きく変わるだろう。（業界団体、日系企業）
- ・ クラウドを活用したビジネスも規制の対象となると問題だ。例えば、マシン室を物理的に設置しなければならなくなると、ベトナム国内で調達難しいサーバーをマレーシアや日本から輸入せざるを得ず、コスト高になる。（日系企業）

- ・ ベトナム国内でサーバー設置が義務化された場合、ASEAN 複数カ国に展開している企業は難しい選択を迫られる。シンガポールやタイなどで既に域内事業を一元管理しているところは影響を受けることになるだろう。（日系企業）

以上

（2020年8月時点）